

第2章 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

第1節 安心して妊娠・出産できるように

1 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を確保する

1) 妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減

2008（平成20）年度第2次補正予算において、妊婦健診を必要な回数（14回程度）受けられるよう、2010（平成22）年度までの間、支援の拡充を図っている。また、妊婦の希望に応じ出産育児一時金を医療保険者から病院等に直接支払う制度が導入された。

2) 周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保

(1) 周産期医療体制の充実

リスクの高い妊産婦や新生児などに医療が適切に提供されるよう、総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターを整備し、地域の分娩施設等との連携を確保する等により、周産期医療体制の充実を図っている。

(2) 周産期救急搬送受入体制の確保

総合周産期母子医療センターの機能として、自施設又は他施設の関係診療科と連携して産科合併症以外の合併症を有する母体に対応することを位置付けるとともに、新生児集中治療室（NICU）について、2014（平成26）年度までに出生1万人当たり25～30床を目標に更なる整備を進めることとしている。

3) 産科医療補償制度

2009（平成21）年1月から、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を補償するとともに、事故原因を分析し、事故防止に資する情報の提供等により、紛争防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図る「産科医療補償制度」の運用を開始している。

4) マタニティマークの普及啓発

マタニティマークは、妊産婦に優しい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起するために、「健やか親子21」推進検討会において募集し、2006（平成18）年に発表された。普及啓発を推進するため、ホームページなど様々な機会を通して広く周知するとともに、交通機関、職場や飲食店などに取組への協力の依頼を行っている。

5) 相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等）

妊娠や出産、人工妊娠中絶等の悩みを抱える方に対して、訪問指導等の母子保健事業を活

用した相談支援のほか、「女性健康支援センター」等において、相談援助を行っている。

2 不妊治療への支援に取り組む

1) 不妊専門相談センター

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、①不妊に関する医学的な相談や、②不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。

2) 不妊治療に係る経済的負担の軽減等

経済的な負担が大きい体外受精及び顕微授精について、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。

第2節 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

1 待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る

1) 保育所待機児童の解消

2008（平成20）年度第2次補正予算において都道府県に創設した「安心こども基金」を、2009（平成21）年度第1次・第2次補正予算において増額し、保育所の整備、保育の質の向上のための研修などを実施し、保育サービス等の充実・拡充を行っている。

また、地域の余裕スペースを活用した分園等整備のための具体的な制度的課題や問題点等について、各自治体からの情報の集約を行い、関係者の連携を図っていくために、内閣府に連絡窓口（コンタクト・ポイント）を設ける旨の通知を2010（平成22）年3月31日付で行った。

2) 多様な保育サービスの提供

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、夜間保育、病児・病後児保育事業等について引き続き推進を図るとともに、地域の保育資源として認可外保育施設が認可保育所に移行するために必要な経費を助成している。

3) 家庭的保育（保育ママ）の普及促進

家庭的保育事業（保育ママ。保育所との連携又は保育所での一体的な実施により、保育者の居宅において少人数の就学前児童を保育する。）を実施する市区町村に対し、経費の補助を行っている。

4) 幼児教育と保育の質の向上

2008（平成20）年3月に幼稚園教育要領の改訂を行い、幼稚園の教育課程の基準の改善を図り、また幼稚園における学校評価について「幼稚園における学校評価ガイドライン」を作成した。

保育所については、子どもの視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進しており、保育所保育指針においても保育所及び保育士の自己評価について、努力義務を新たに定め、2009（平成21）年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を作成した。

5) 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築

幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム構築について検討を行う「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、基本的な方向について議論を行っている。

2 放課後対策に取り組む

1) 「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の推進

2007（平成19）年度に、文部科学省と厚生労働省が連携・協力して、地域社会の中で、放課後や夏休みなどの長期休暇時に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、総合的な放課後児童対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設した。

2) 放課後児童クラブの充実

対象児童（小学校1～3年生）のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、2017（平成29）年度には40%に達すると見込まれており、2014（平成26）年度までに32%のサービス提供割合を目指すこととしている。

また、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上を図ることとしている。

第3節 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

1 小児医療体制を確保する

1) 小児医療の充実

小児救急医療については、初期救急では小児初期救急センター運営事業（2009（平成21）年度～）を、入院を要する救急（二次救急）では、二次医療圏単位で当番制等により小児救急対応が可能な病院を確保する小児救急医療支援事業や、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受け入れる病院を確保する小児救急医療拠点病院事業を実施し、充実を図って

いる。

2) 小児慢性特定疾患治療研究事業等

小児慢性疾患のうち、小児がん等特定の疾患については、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることからその治療の確立と普及を図り、あわせて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分の一部を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

2 子どもの健康と安全を守る

1) 予防接種

2012（平成24）年までに国内の麻しん排除を目指し、「麻しんに関する特定感染症予防指針」を策定し、2008（平成20）年度から2012年度にかけて接種時に中学1年生相当の年齢の者及び高校3年生相当の年齢の者を対象として、麻しんの予防接種を実施することとした。

2) こころの健康づくり

2008（平成20）年度から、経験豊かな退職した養護教諭を養護教諭未設置校等に派遣し、教職員に対する研修等を行い、児童・生徒が抱える現代的な健康問題に対処できる環境を整備するスクールヘルスリーダー事業を実施している。

また、児童思春期におけるこころの健康づくり対策として、児童思春期におけるこころのケアの専門家の養成研修を行い、精神保健福祉センター、児童相談所等で児童思春期の専門相談を実施している。

3) 性に関する科学的な知識の普及と発達段階に応じた適切な教育

人工妊娠中絶が心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図っている。さらに、自治体等を通じ、思春期の男女に対する性や避妊、人工妊娠中絶等に関する相談や情報提供を推進しているところである。

学校における性に関する指導は、エイズ及び性感染症や人工妊娠中絶などの性に関する健康問題について、児童生徒がそのリスクを正しく理解し、適切な行動を取れることをねらいとし、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

4) 「食育」の普及促進

(1) 国民運動としての食育の推進

食育推進基本計画においては、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」として定めている。

(2) 家庭における食育の推進

乳幼児のいる家庭への食育を推進するため、「授乳・離乳の支援ガイド策定に関する研究会」を開催し、2007（平成19）年3月に「授乳・離乳の支援ガイド」を取りまとめた。

また、2010（平成22）年3月、子育て中の保護者を主たる対象とする「親子のための食育読本」を作成し、公表した。

(3) 学校等における食育の推進

2009（平成21）年4月には、改正学校給食法を施行し、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する指導を行うことなどを規定した。

児童福祉施設における具体的な食事計画の作成や評価など栄養管理の手法について、専門家による検討を行い、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を取りまとめた。

保育所における食育の推進については、2009年4月に施行された新たな保育所保育指針に位置付けられている。

(4) 地域における食生活の改善等のための取組の推進

心身ともに健康で豊かな食生活の実現に向け、2000（平成12）年に策定された「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるため、「何を」「どれだけ」食べたらよいかをわかりやすく示した「食事バランスガイド」について普及・啓発を行っている。

5) 子どもの事故防止

(1) 子どもの事故予防のための取組

2009（平成21）年12月より、子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開している。

(2) 遊び場の安全対策の推進

2009年度には「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を創設し、都市公園の遊び場の安全・安心対策となる施設整備に対する支援を実施している。

(3) 建築物の安全対策の推進

多数の者が利用する特定の特殊建築物等について、建築物の所有者等による維持保全計画の作成、定期報告制度等を通じ、適切な維持保全及び必要な改修を促進している。

6) 犯罪等の被害の防止

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

子どもを対象とする犯罪の取締りや通学時間帯における通学路等のパトロール活動を強化するとともに、防犯ボランティアによるパトロール活動や「子ども110番の家」の活動に対する支援を推進している。2009（平成21）年度には、教師用の安全教育参考資料「『生

きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(2001(平成13)年11月作成)を改訂し、全国の学校等に配布している。

(2) 「安全・安心まちづくり」の推進

「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」(2003(平成15)年7月)の着実な実施を図ることなどにより、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公共施設等の整備・管理の普及を促進し、住宅についても犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい「安全・安心まちづくり」を推進している。また、子どもに対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き家等における危険箇所の把握・改善に努めている。

7) 子どもの健康に影響を与える環境要因の解明

環境省は、環境中の化学物質等が子どもの健康に与える影響を解明するため、2010(平成22)年度より、「子どもの健康と環境に関する全国調査」を開始することとしている。

第4節 ひとり親家庭の子どもが困らないように

1 ひとり親家庭への支援を推進する

1) 子育て・生活支援

ひとり親が疾病や技能習得のための通学等により、一時的に介護、保育や日常生活に支障が生じた場合に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣等する母子家庭等日常生活支援事業等を実施している。

2) 就業支援

母子家庭の母の経済的な自立を図るための就業支援として、就業相談・就業情報の提供、個々の実情に応じた自立支援プログラムの策定、看護師等の資格取得のために養成機関に修学する間の生活費の負担の軽減等を行っている。

3) 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給のほか、母子寡婦福祉貸付金の貸付を行っており、2009(平成21)年度から、貸付金の貸付利子を引下げ、連帯保証人がなくとも貸付を可能とした。

また、これまで児童扶養手当が支給されなかった父子家庭に対しても、生活状況等を鑑み、児童扶養手当を支給することを目的とした所要の法律案を2010(平成22)年通常国会に提出していることである(父子家庭への支給は同年8月施行予定)。2009年4月に廃止された生活保護の母子加算について復活し、同年12月から支給している。

4) 養育費の確保

2007（平成19）年度から、地方自治体が設置する母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供を行うこととするとともに、国においても養育費相談支援センター事業を実施している。

第5節 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

1 障害のある子どもへの支援に取り組む

1) 障がい者制度改革推進本部における取組

「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置し、本部の下で、障害のある方々を中心とする「障がい者制度改革推進会議」を開催し、2010（平成22）年夏頃までを目途に、障害者制度改革の基本的な方向性について、一定のとりまとめを行うこととしている。

2) ライフステージに応じた一貫した支援の強化

障害のある子どもに対しては、健康診査等によりできるだけ早期に障害を発見するとともに、児童福祉法に基づき、障害のある子どもに対し、治療や専門的療育を実施する児童福祉施設の整備及び機能強化を図り、療育体制を整備しているところである。

3) 障害のある子どもの保育

障害のある子どもの訓練や居場所確保のため、日常生活における体の動作の訓練等を行う児童デイサービスや、障害のある子どもを一時的に預かって見守る日中一時支援事業等を実施している。

幼稚園においても、特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制を整備する事業を実施するとともに、公立幼稚園において地方財政措置による特別支援教育支援員の配置を進めるなど、障害のある子どもの受入れ体制の整備促進を図っている。

4) 発達障害のある子どもへの支援の充実

2005（平成17）年4月に施行された発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、乳幼児健康診査などの場を通じた発達障害の早期発見、発達障害者支援センターにおける相談支援、発達障害者支援体制整備事業による地域支援体制の整備等を進めている。

5) 特別支援教育の推進

2006（平成18）年6月に学校教育法等が改正され（2007（平成19）年4月施行）、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うという理念のもと、特別支援学校や小・中学校等における特別支援教育の推進が規定された。

2009（平成21）年3月に、子どもの障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人ひとりに応じた指導を一層充実するため、特別支援学校の学習指導要領等の改訂を行った。また、2008（平成20）年及び2009年3月に改訂した小・中学校等の学習指導要領等においても、障害の状態等に応じた指導内容・方法の工夫など、特別支援教育に関する記述を充実した。

2 児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する

1) 児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

2004（平成16）年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、民間団体が中心となって実施している「オレンジリボン・キャンペーン」など、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。

2) 児童虐待の早期発見・早期対応

(1) 児童虐待防止対策の取組状況

児童虐待の防止に向け、①虐待の「発生予防」、②虐待の「早期発見・早期対応」、③虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実を図る取組を進めている。

(2) 児童虐待の対応技術の向上

学校における児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図るため、教員等向けの研修モデル・プログラムの検討を行い、虐待を受けた子どもへの支援等について教職員の対応スキルの向上を図るよう、研修教材を作成し、2009（平成21）年1月に配布した。

3) 家庭的養護の推進

2009（平成21）年に改正された児童福祉法等において、「養育里親」を、養子縁組を前提とした里親と区別するとともに、養育里親に研修を義務付ける等、里親制度の拡充を推進し、また「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」が、里親委託、施設入所に加わる新たな社会的養護の受け皿として位置づけられた。

4) 年長児の自立支援策の拡充

2009（平成21）年改正後の児童福祉法等において、社会的擁護下で育った子どもの自立への支援を行うため児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施を都道府県に義務付けた。また、2008（平成20）年度より、児童福祉や就業支援に精通したスタッフ等を配置し、

相談支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換等を行える場を提供する「地域生活・自立支援事業」を実施している。

5) 社会的養護に関する施設機能の充実

児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもについて、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められておりケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設等を対象とした小規模グループケアの実施並びに児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めている。

6) 施設内虐待の防止

2009（平成21）年の改正児童福祉法では、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備した。

3 定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を推進する

1) 定住外国人の子どもに対する就学支援

外国人については、保護者が希望する場合には、その子どもを公立の小中学校等に無償で就学させることができ、その就学支援のための諸施策を行っている。

また不就学・自宅待機等となっている定住外国人の子どもに対して、日本語指導等を行う教室を設け、主に公立学校への円滑な転入を出来るようにする事業を実施している。

2) 自死遺児への支援

2009（平成21）年度は、「自死遺族支援研修等事業」において、内閣府として初めて、自死遺児支援に携わる行政関係者及び民間団体関係者の出席を得て、宮崎県で「自死遺児支援のためのつどい」を開催した。

4 子どもの貧困率への取組を行う

1) 子どもの貧困率について

わが国の2007（平成19）年調査によれば、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、12.2%であり、そのうち、大人が1人いる世帯の相対的貧困率は54.3%、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率は10.2%となっていること等踏まえつつ、2010（平成22）年度においては、父子家庭にも児童扶養手当を支給する法案を提出しており（2010年8月施行予定）、2009（平成21）年4月に廃止された生活保護の母子加算については復活させ、同年12月から支給している。